

○鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例施行規則

平成24年10月 1 日規則第18号

改正

平成30年10月17日規則第18号

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例（平成24年10月条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、別図のとおりとする。

(委員長等)

第3条 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年10月17日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別図

